

# 農業委員会のあらまし



都城市PRキャラクター兼PR本部長「ほんちくん」

令和7年6月

## 都城市農業委員会

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号  
本庁舎4階

TEL 0986(23)7868

Fax 0986(23)3178

# 農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、  
農業・農村の代表として、  
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、  
国民の期待と信頼に応えます。
  
- 一、農業委員会は、  
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、  
適正な農地行政に努め、  
優良農地の確保と効率利用を進めます。
  
- 一、農業委員会は、  
農地利用の最適化をめざし、  
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の  
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
  
- 一、農業委員会は、  
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の  
育成・確保と経営支援を強化し、  
農業・農村の持続的発展に努めます。
  
- 一、農業委員会は、  
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、  
活力ある農業と農村社会をめざします。

(平成28年度全国農業委員会会長大会で採択)

# は じ め に

ここに「令和7年度版農業委員会のあらまし」を刊行いたします。

農業委員会は、昭和26年に農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を統合し、主に農地関係業務を担う行政委員会として設立されました。

その後、平成18年1月の山之口町、高城町、山田町及び高崎町との合併による新農業委員会設置を経て、農業委員会等に関する法律の改正により平成28年4月から農業委員の他に農地利用最適化推進委員を配置するという新しい農業委員会体制となりました。

農業委員会の業務は、様々な農業施策の展開と併せて多様化し、農地等の許認可等に係る権利調整機能をはじめ、担い手の育成や確保、農地流動化による規模拡大の支援など多岐にわたっております。近年では、平成21年の農地法改正により、一般法人の農業参入等を促す制限緩和がなされ、さらに平成25年12月には農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、農地の集積・集約を強力に推し進めるために各県に農地集積バンクとして農地中間管理機構が設置されました。農業委員会はこれらを有効的に活用し、農地の集積・集約や新規担い手の掘り起こしを図り、耕作放棄地の解消につながるよう、農地利用の最適化の推進に尽力しなければなりません。

令和5年4月から改正農業経営基盤強化法が施行され、本市では、令和7年3月までに市内32地区の地域計画が策定されました。地域計画は一度作って終わりではなく、策定を通じて見える化された課題等を解決し、10年後を見据えた地域農業の形に近づけるための活動が農業委員及び農地利用最適化推進委員に求められています。私共は、自らの社会的使命・役割を認識し、農業者の公的な代表として地域農業に密着し、その現状や将来を農業者・地域住民とともに話し合い、今後もこのような地域の農地利用の再編や農業者等の支援といった営農現場で求められる声に全力で取り組んで参ります。

本書は、令和6年度における当委員会の活動を中心に取りまとめたものですが、関係各位の参考になれば幸いです。

令和7年6月

都城市農業委員会会長 坂上 和秋

## 目 次

<b>I</b>	<b>都城市の概要</b>	
1	位置等及び沿革	1
2	気 候	2
3	市域の変遷	2
4	世帯数・人口の推移	2
<b>II</b>	<b>都城市農業の概要</b>	
1	農家数と農家人口の推移	3
2	耕地面積の推移	3
3	主要家畜の飼養頭羽戸数の推移	4
<b>III</b>	<b>農業委員会の概要</b>	
1	沿 革	5
2	委員定数	5
	(1) 委員の定数	
	(2) 両委員の地区別人数	
3	農業委員会の機構等	6
	(1) 機 構	
	(2) 委員報酬	
4	農業委員会事務局の機構	6
5	都城市農政部行政機構図	7
6	農業委員会の予算	7
7	農業委員会の主な業務	8
<b>IV</b>	<b>農業委員会の主要事業実績概要</b>	
1	会議開催状況	9
2	農業委員会関係活動状況	9
3	証明書発行等事務処理状況	10
4	(公社)宮崎県農業振興公社利用状況	10
5	納税猶予制度の状況	10
6	農地法3条(権利移動)の状況	11
7	農地法4・5条(転用)の状況	12
8	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の状況	13
9	農業経営基盤強化促進法による所有権移転の状況	14
10	利用権設定率の推移・嘱託登記の状況	15
11	農業者年金業務の状況	16
<b>V</b>	<b>参考資料</b>	
1	標準農作業料金及び賃金表	17
2	賃借料情報	18
3	農地所有適格法人数及び認定農業者数	18
4	都城市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員名簿	19～20

# I 都城市の概要

## 1 位置等及び沿革

### 位置等

都城市は、総面積 653.8 km<sup>2</sup>で宮崎市と鹿児島市のほぼ中間にあり、広大な都城盆地の中央に位置している。

地質は、第4紀新層及び火山灰第4紀古層から成り、特に、後者が77%を占めている。

第4紀古層は、洪積層ともいわれ、沖積層よりも一段高い位置にあって、台地または段丘を形成し、水利の便に乏しく、大部分は畑地または原野である。

第4紀新層は、重要な農耕地で、特に、水利の便が良いため水田が多く、ほとんどは壤土、砂土、砂質壤土で、土質は良好である。

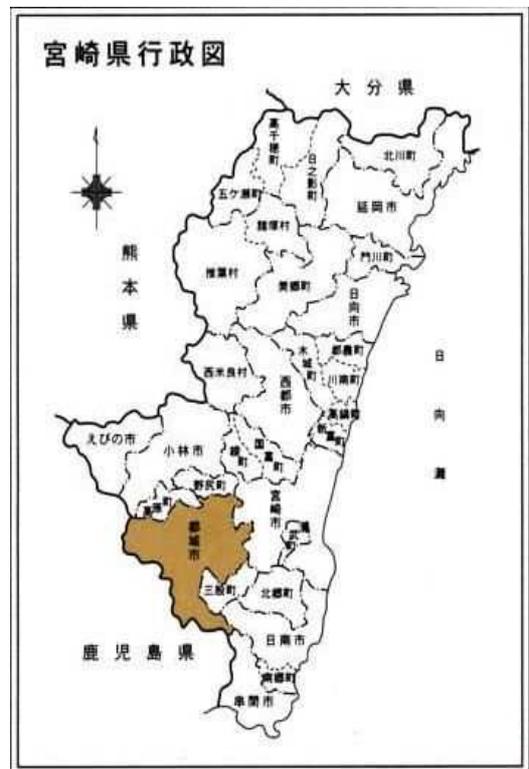
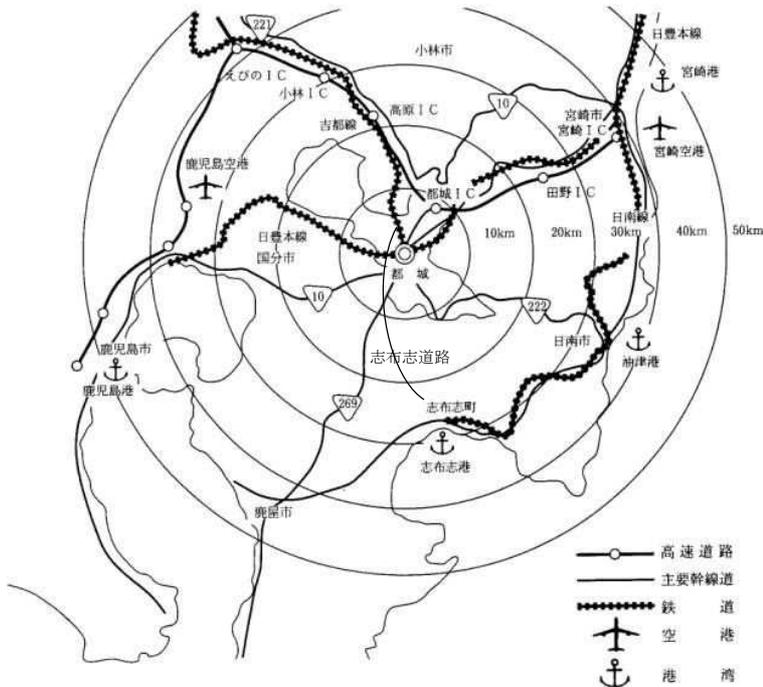
気候は、年平均降水量が 2,694 mm、年平均気温 16.8℃、年平均日照時間 1,935 時間（令和 2 年までの 30 年間の平均）と温暖な気候に恵まれているが、夏冬・昼夜の気温差が著しく、夏から冬にかけて霧が多く発生する。また、台風、集中豪雨などによる農作物への影響がある。

交通は、南九州の要衝として九州自動車道をはじめ国道、主要地方道が縦横に延び、鉄道は日豊本線、吉都線が交差し、40km 圏内に宮崎・鹿児島の両空港が位置し、さらに、国の重要港湾の指定を受けている志布志港まで約 40km と恵まれた状況にあり、産業・経済・教育・文化の中核都市としての役割を担っている。

### 沿革

古くから南九州の要衝だった都城は、中世には日本最大の荘園、島津荘の中心地域であり島津家発祥の地といわれている。室町時代には、地名の起こりとされる「都乃城」を北郷氏が築城。近世以降は南九州を統治する薩摩藩最大の私領として、北郷（都城島津）家が明治維新まで統治している。

明治 4 年 11 月には都城県が設置され、明治 22 年の市制町村制の施行により都城町に、大正 13 年 4 月 1 日には都城市として市制を施行した。その後、近隣の町村と合併を重ね、平成 18 年 1 月 1 日には、都城市、山之口町、高城町、山田町及び高崎町の 1 市 4 町が合併し、人口約 16 万人を有する南九州の中核市として現在に至っている。



## 2 気 候

年	気温 (°C)				平均相対湿度 (%)	降水量 (mm) 年間総量	日照時間 (h)	日平均風速 (m/s)
	平年	平均	最高	最低				
令和3	16.8	17.2	35.6	-5.9	77	2,799.0	1,987.5	2.1
4	16.8	17.3	36.1	-3.7	77	3,202.5	1,926.0	2.0
5	16.8	17.5	35.1	-4.3	78	2,705.5	2,027.9	2.0
6	16.8	18.4	38.0	-3.1	78	3,150.0	1,995.8	2.2

資料：宮崎地方気象台

## 3 市域の変遷

年月日	編入地域	面積(Km <sup>2</sup> )	人口
大正13年4月1日	市制施行	19.70	33,120
昭和11年5月20日	五十市村、沖水村	73.14	65,263
昭和32年3月1日	志和池村	100.61	89,464
昭和40年4月1日	荘内町	231.35	108,220
昭和42年3月3日	中郷村	306.70	117,660
平成18年1月1日	山之口町、高城町 山田町、高崎町	653.80	170,971



## 4 世帯数・人口の推移

年	区分	世帯数	人 口 (人)		
			総 数	男	女
平成30年4月1日		70,285	161,685	75,954	85,731
平成31年4月1日		70,571	160,722	75,447	85,275
令和2年4月1日		70,977	159,925	75,148	84,777
令和3年4月1日		71,453	159,155	74,832	84,323
令和4年4月1日		71,181	158,405	74,370	84,035
令和5年4月1日		71,706	157,554	73,974	83,580
令和6年4月1日		73,298	159,474	75,015	84,459
令和7年4月1日		73,728	158,901	74,764	84,137

資料：情報政策課；現住人口資料

## II 都城市農業の概要

### 1 農家数と農家人口の推移

資料：農林業センサス

農家数（単位：戸）

項目	H7	H12	H17	H22	H27	R2
都城市	6,882	6,339	5,150	4,476	3,299	2,851
山之口町	750	726	643	568	426	367
高城町	1,617	1,499	1,320	1,140	881	689
山田町	1,232	1,136	1,106	933	738	599
高崎町	1,966	1,773	1,610	1,487	1,237	954
合計	12,447	11,473	9,829	8,604	6,581	5,460

農家：経営耕地面積が10a以上、または農産物販売金額が15万円以上ある農業を営む世帯

農家人口（単位：人）

項目	H7	H12	H17	H22	H27	R2
都城市	23,210	20,860	14,623	7,368	4,540	3,373
山之口町	2,721	2,472	1,869	939	606	423
高城町	5,750	5,111	4,005	2,020	1,364	919
山田町	4,481	3,977	3,438	1,695	1,098	766
高崎町	7,098	6,158	5,133	3,065	2,144	1,429
合計	43,260	38,578	29,068	15,087	9,752	6,910

(H22及びH27年は販売農家。R2は個人経営体)

### 2 耕地面積の推移

耕地面積（単位：ha）

項目	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
都城市	12,600	12,500	12,400	12,300	12,200	12,200	12,000	11,900

(農水省「耕地及び作付面積統計」参照)

### 3 主要家畜の飼養頭羽戸数の推移

単位：戸・頭・千羽

区分		年								
		30	令元	2	3	4	5	6	7	
乳 用 牛	飼 養 戸 数	119	116	114	110	104	99	93	85	
	飼 養 頭 数	7,299	7,274	7,350	7,430	7,156	6,961	6,907	6,583	
	1戸当り飼養頭数	61	63	64	68	69	70	74	77	
肉 用 牛	繁 殖	飼 養 戸 数	1,205	1,150	1,093	1,029	930	856	783	706
		飼 養 頭 数	34,786	34,019	35,102	36,235	36,263	37,027	35,651	34,275
		1戸当り飼養頭数	29	30	32	35	39	43	46	49
	肥 育 ・ 一 貫	飼 養 戸 数	144	140	153	153	162	89	120	117
		飼 養 頭 数	22,912	22,874	23,583	23,686	24,905	25,388	28,087	28,809
		1戸当り飼養頭数	159	163	154	155	154	285	234	246
豚	飼 養 戸 数	85	77	75	72	74	65	57	55	
	飼 養 頭 数	401,516	388,237	381,020	356,883	357,164	335,437	341,839	362,300	
	1戸当り飼養頭数	4,723	5,042	5,080	4,957	4,827	5,160	5,997	6,587	
採 卵 鶏	飼 養 戸 数	22	18	18	20	21	17	15	15	
	飼 養 羽 数	471	470	464	462	459	451	447	378	
	1戸当り飼養羽数	21	26	26	23	22	27	30	25	
ブ ロ イ ラー	飼 養 戸 数	122	126	126	126	114	120	122	115	
	飼 養 羽 数	7,929	7,919	7,968	8,198	8,146	8,152	8,163	8,097	
	1戸当り飼養羽数	65	63	63	65	71	68	67	70	
農 用 馬	飼 養 戸 数	5	5	5	4	4	4	4	2	
	繁 殖 馬 頭 数	20	20	20	16	14	14	15	20	
	肥 育 馬 頭 数	69	75	75	69	92	81	68	37	

資料：畜産課 毎年2月現在の統計数値

### Ⅲ 農業委員会の概要

#### 1 沿革

昭和26年7月20日、農業委員会等に関する法律の施行に基づき、従来の農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会が合併し、都城市、志和池村、荘内町、中郷村にそれぞれ農業委員会が設置された。

その後、昭和32年7月に志和池村、昭和41年7月に荘内町、昭和44年7月に中郷村が本会に合併した経緯があるが、平成18年1月1日都城市、山之口町、高城町、山田町及び高崎町が合併し、新しい農業委員会が設置された。

合併時は、合併特例法の適用により選挙委員74人、選任委員7人で構成されたが、平成19年1月1日から平成28年3月31日までは、選挙委員40人と選任委員7人の47人体制であった。

平成27年9月の農業委員会等に関する法律の改正により公選制が廃止されると共に、農業委員の他に農地利用最適化推進委員が新設されることになった。両委員とも任期3年で推薦・公募により選出され、平成28年4月1日から農業委員定数24人、農地利用最適化推進委員定数40人となり、現在、4期目を迎えている。

#### 2 委員定数

##### (1) 委員の定数

任期；令和7年4月1日～令和10年3月31日

農業委員	農地利用最適化推進委員	計
定数24人	定数40人	定数64人

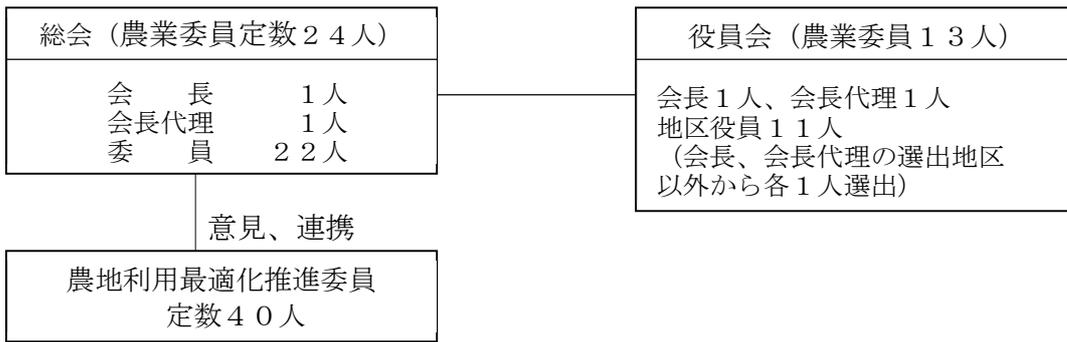
##### (2) 両委員の地区別人数

(R7.4.1現在)

地区名	農業委員数	農地利用最適化推進委員	計
中央地区	1人	2人	3人
五十市地区	1人(うち女性1)	4人	5人
祝吉地区	2人(うち女性1)	2人	4人
沖水地区	2人(うち女性2)	2人	4人
志和池地区	2人	4人	6人
庄内地区	1人	3人	4人
西岳地区	1人	2人	3人
梅北地区	1人	3人	4人
安久地区	1人	2人	3人
山之口地区	3人(うち女性1)	2人	5人
高城地区	3人(うち女性1)	5人	8人
山田地区	3人(うち女性1)	4人	7人
高崎地区	3人	5人(うち女性1)	8人
計	24人(うち女性7)	40人(うち女性1)	64人

### 3 農業委員会の機構等

#### (1) 機 構



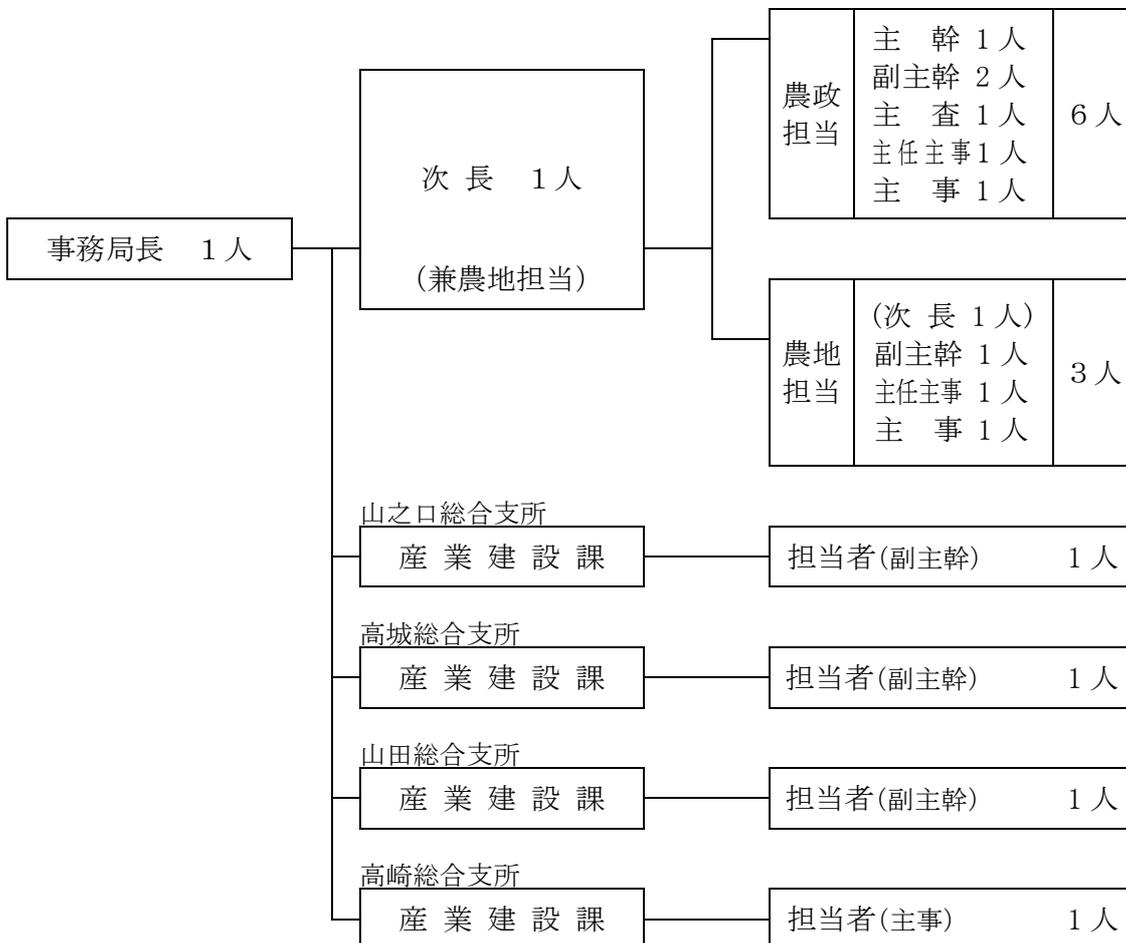
#### (2) 委員報酬

（月額）

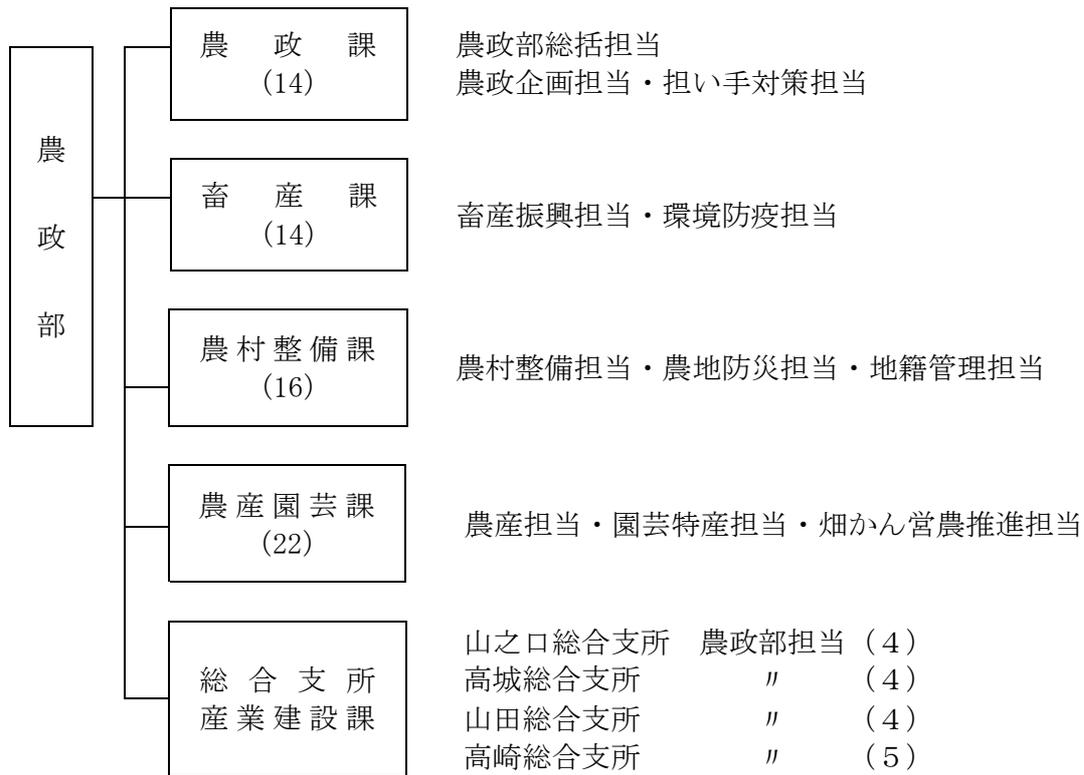
会 長	会長代理	委 員（両委員同一）
111,000円	74,000円	62,000円

### 4 農業委員会事務局の機構（R7.4.1現在）

農業委員会事務局      11人



## 5 都城市農政部行政機構図



## 6 農業委員会の予算

単位：千円

区分	科目	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算
農業委員会費		52,218	52,027	52,250	52,928	53,043
農業総務費		14,067	13,777	14,112	16,833	18,552
	農業者年金事務費	2,313	1,988	1,986	2,688	2,237
	農業経営基盤強化促進事業（特例事業）	72	72	72	72	149
	国有農地等管理处分事業	30	35	33	30	30
	機構集積支援事業	9,130	9,167	9,439	10,993	12,215
	農地中間管理事業	2,522	2,515	2,582	3,050	3,781
	地域計画策定推進事業					140
	地域計画策定推進緊急対策事業			1,026	1,639	
計		66,285	65,804	66,362	69,761	71,595

## 7 農業委員会の主な業務

<p><b>①農地法に基づく業務</b></p> <p>第3条……耕作目的で農地を「売買」「貸借」等する（農業委員会許可が必要） 第4条……自己所有の農地を転用（※通常、県知事許可が必要） 第5条……農地を「売買」「貸借」等で譲(借)受けて転用（※通常、県知事許可が必要） ※本市は、3,000㎡以下の転用は農業委員会許可。（H30.10月より県から権限移譲）</p> <p>第18条……農地の賃貸借を解約する（県知事許可が必要） （但し、合意解約の場合は許可不要） 第25条……農地の利用関係紛争に伴う和解仲介業務</p> <p>◎標準の申請受付締切日 毎月10日が原則（変更の場合があるので、確認が必要）</p>
<p><b>②農業経営基盤強化促進法に基づく業務</b></p> <p>1 公益社団法人宮崎県農業振興公社の農地売買等事業 ・譲渡所得税の特別控除（800万円）及び登録免許税、不動産取得税の軽減 ・事務手数料…【支援事業】買入価格の2.0%（下限2万円） 【一般事業】買入価格の2.5%（下限2万5千円）</p> <p>2 認定農業者の掘り起こし活動 など</p>
<p><b>③農地中間管理機構（事業）との連携</b></p> <p>1 農地中間管理事業の農家への推進普及活動 利用権設定者等の借り手、貸し手となりうる農家への事業説明</p> <p>2 地域での意見形成等への参画 地域全体での取組みを推進するため、地域会議等への積極的参加 など</p>
<p><b>④農業者年金業務</b></p> <p>1 農業者年金制度の啓発・加入促進 ・農業従事者の任意加入制 ・農地要件なし ・保険料選択制の積立方式 ・保険料助成制度あり</p> <p>2 特例付加（経営移譲）、老齢年金裁定等諸届出指導・現況届受付</p>
<p><b>⑤全国農業新聞業務</b></p> <p>1 「全国農業新聞」の普及拡大 2 購読部数 186部（令和7年4月）</p>

## IV 農業委員会の主要事業実績概要

### 1 会議開催状況

(令和6年4月～令和7年3月)

総 会	役 員 会
12回	4回 (開催要請があるときに開催)

### 2 農業委員会関係活動状況

開催月日	活 動 内 容	備 考
5月30日	農業委員会両委員全体研修会開催	都城ロイヤルホテル
6月	農業者年金経営移譲年金現況届受付	事務局、地区市民センター
6月～8月	農地利用状況調査実施（市内全域）	
7月25日	農業委員への積極的女性登用要請同行	市長室、議長室
8月 5日	移動農業会議	市役所南別館会議室
8月 7日	アグリ・スタートセミナー参加	普及センター
8月20日	農業者年金加入推進特別研修会参加	宮崎市
8月23日	みやざき農業委員会女性ネットワーク総会及び研修会参加	宮崎市
9月 4日	女性農業委員・推進委員先進地視察研修	串間市
10月21日	県農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会参加	宮崎市
11月～1月	農業者年金加入推進月間	
11月20日～21日	九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会参加	佐賀市
11月29日	農業委員会両委員全体研修会開催	中央公民館大会議室
12月 2日	都城北諸地域農作業料金設定担当者会	

### 3 証明書発行等事務処理状況

単位：件

種 別		年 度						
		30	令元	2	3	4	5	6
現 況 証 明		55	48	54	36	42	16	12
非 農 地 証 明		33	33	38	33	41	33	32
耕 作 証 明		154	126	122	117	104	62	61
買受適格証明	3条	0	7	2	0	1	2	2
	5条	1	4	4	0	0	7	1
納税猶予に係る証明		0	2	0	0	1	0	0
そ の 他 の 証 明		5	11	15	13	10	28	27
合 計		248	231	235	199	199	148	132

### 4 (公社)宮崎県農業振興公社利用状況

面積単位：m<sup>2</sup>

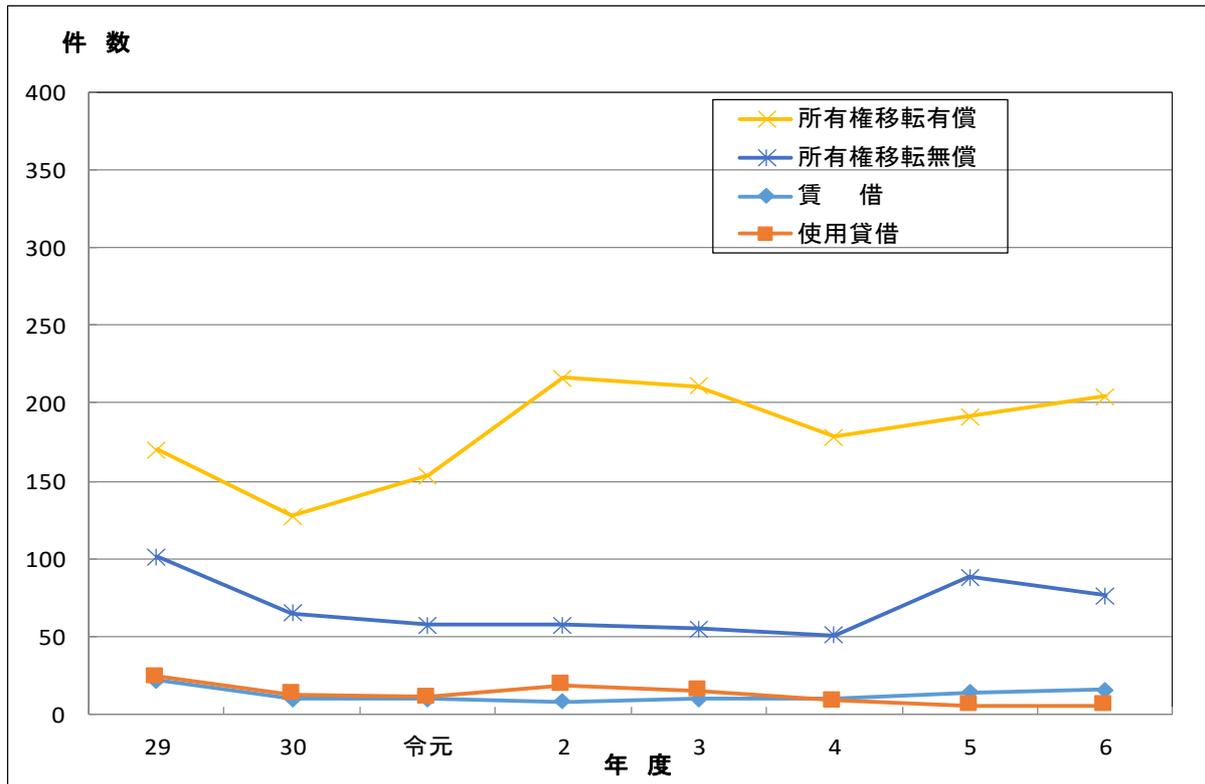
区分	年度		令2		3		4		5		6	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
買 入	3	25,004	0	0	3	11,952	3	38,964	2	2,814		
売 渡	2	9,765	4	9,827	5	15,096	5	28,195	1	2,814		

### 5 納税猶予制度の状況

単位：人

種 別		年 度					
		令元	2	3	4	5	6
特例適用相続人数		1	1	1	0	0	0
特例適用受贈者数		2	2	1	1	0	0
合 計		3	3	2	1	0	0

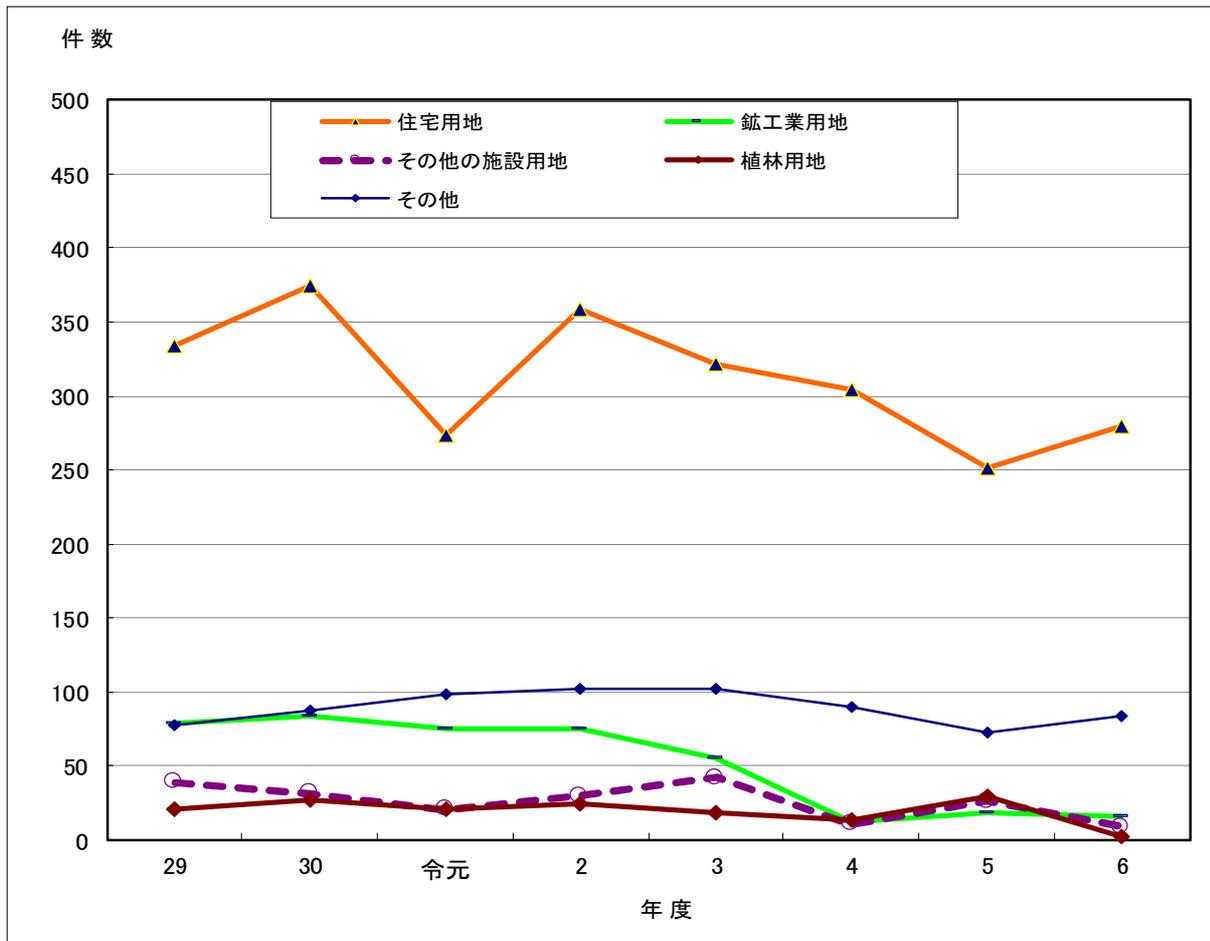
6 農地法3条（権利移動）の状況



単位 : a

区分 年度	所有権移転						使用収益権の設定						合計	
	自作地(有償)		自作地(無償)		小計		賃借権		使用貸借権		小計			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
29	170	2,745	101	3,188	271	5,933	22	940	24	1,270	46	2,210	317	8,143
30	127	3,145	65	2,317	192	5,462	10	182	13	557	23	739	215	6,201
令元	153	2,704	57	2,071	210	4,775	10	461	11	545	21	1,006	231	5,781
2	216	4,058	57	1,824	273	5,882	8	166	19	510	27	676	300	6,558
3	211	4,353	55	1,637	266	5,990	10	266	15	529	25	795	291	6,784
4	178	3,996	51	1,821	229	5,817	10	329	9	207	19	536	248	6,354
5	191	4,043	88	2,152	279	6,195	14	392	6	556	20	948	299	7,143
6	204	4,179	76	1,340	280	5,519	16	352	6	62	22	414	302	5,934

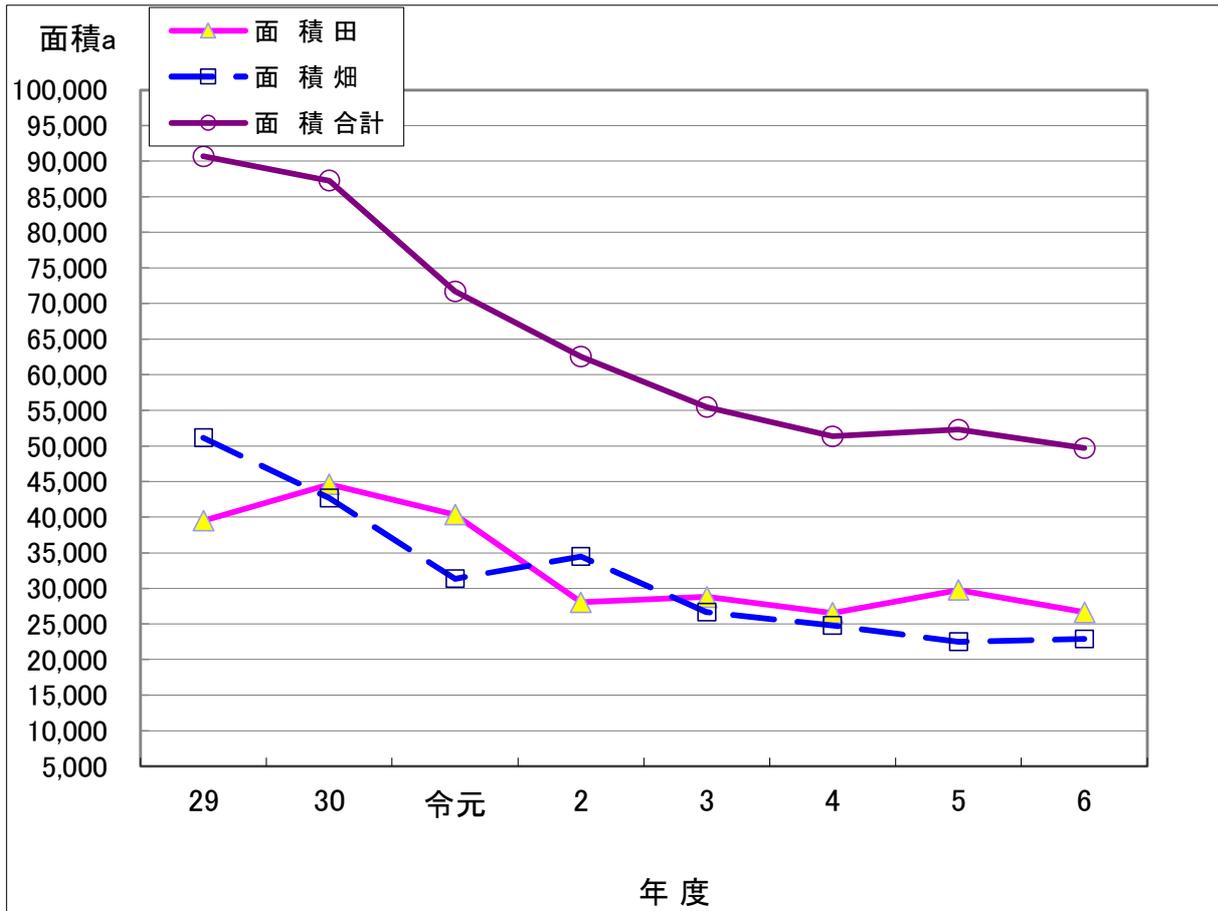
7 農地法4・5条（転用）の状況



単位 : a

区分 年度	住宅用地		鉱工業用地		その他の施設用地		植林用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
29	334	2,006	79	1,203	39	985	21	466	78	1,475	551	6,135
30	375	2,307	84	3,724	32	1,056	27	581	88	781	606	8,449
令元	274	1,975	75	1,480	21	1,409	21	410	99	1,145	490	6,419
2	359	2,214	75	1,316	30	492	25	430	102	1,024	591	5,476
3	322	2,294	55	899	42	1,246	19	293	102	1,144	540	5,876
4	304	2,455	12	223	11	200	14	299	90	1,405	431	4,582
5	252	1,810	18	2,957	26	64	30	747	73	733	399	6,890
6	280	1,918	16	258	9	218	2	242	84	1,445	401	4,081

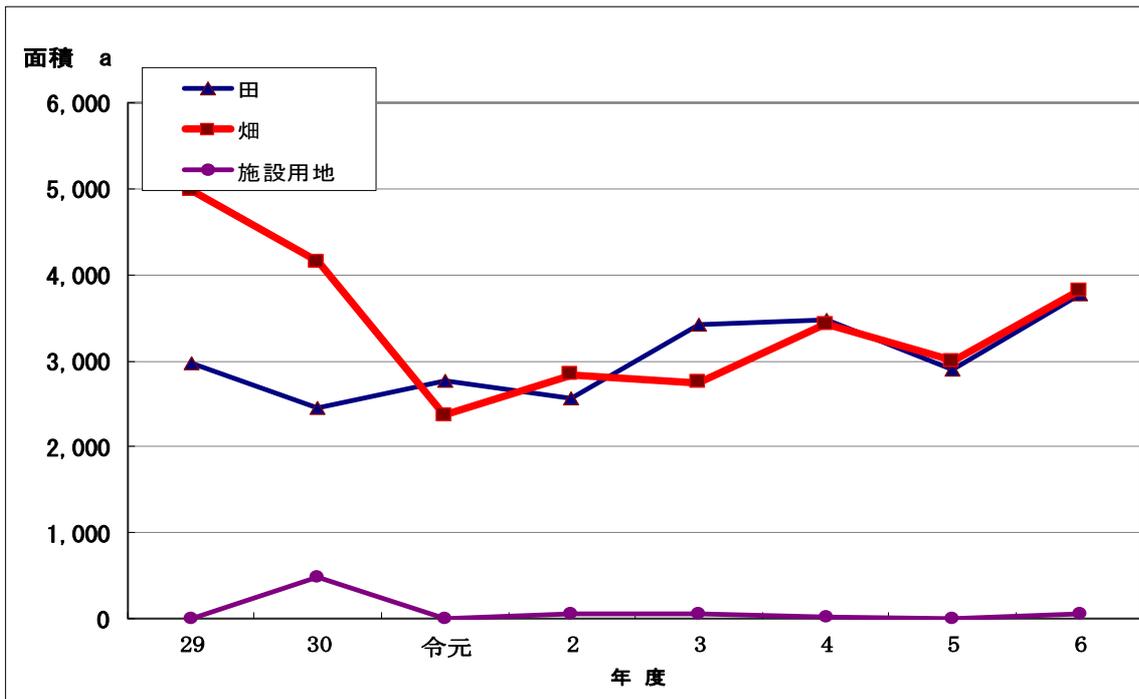
8 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の状況



単位：a

区分 年度	件数	面積			
		田	畑	施設用地	合計
29	2,873 (内、中間管理) (1,442)	39,516 (18,340)	51,138 (34,451)		90,654 (52,791)
30	2,891 (内、中間管理) (1,499)	44,584 (23,545)	42,678 (28,009)		87,262 (51,554)
令元	2,334 (内、中間管理) (1,190)	40,354 (19,767)	31,347 (22,411)		71,701 (42,178)
2	2,282 (内、中間管理) (1,036)	28,054 (12,057)	34,468 (16,466)		62,522 (28,523)
3	2,094 (内、中間管理) (1,152)	28,790 (14,456)	26,651 (18,526)		55,441 (32,982)
4	1,862 (内、中間管理) (1,069)	26,556 (12,637)	24,798 (18,661)		51,354 (31,298)
5	2,028 (内、中間管理) (1,494)	29,793 (21,847)	22,507 (15,875)		52,300 (37,722)
6	1,768 (内、中間管理) (1,506)	26,636 (22,068)	22,904 (20,740)	158 (158)	49,698 (42,966)

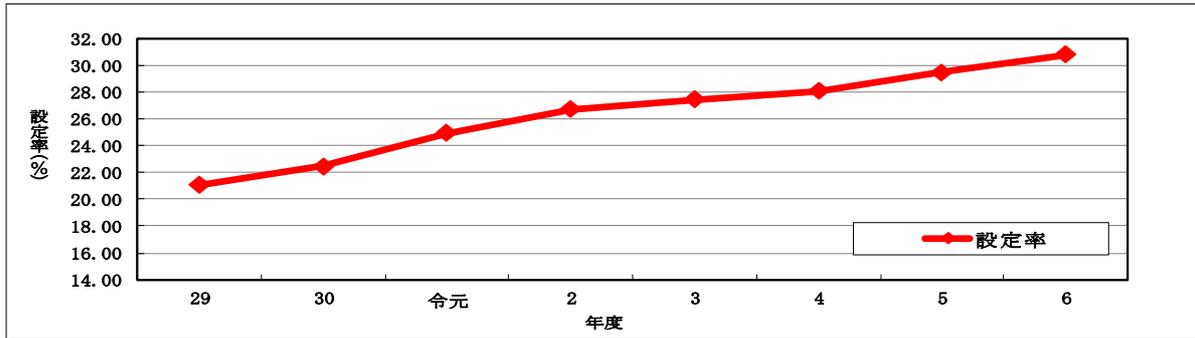
9 農業経営基盤強化促進法による所有権移転の状況



単位：a

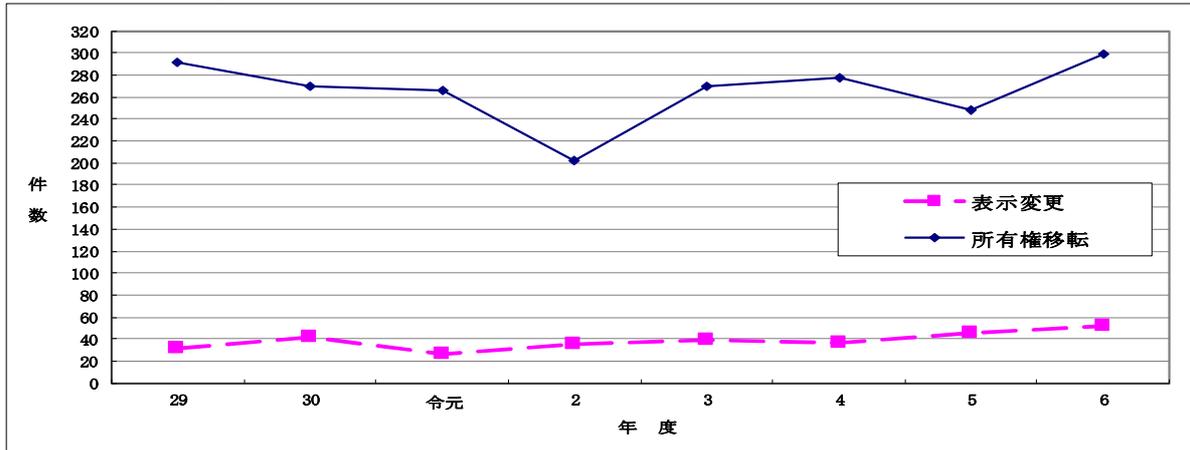
区分 年度	件数	面積			
		田	畑	施設用地	合計
29	292	2,966	4,987	0	7,953
30	270	2,461	4,148	481	7,090
令和	197	2,774	2,367	0	5,141
2	203	2,559	2,838	53	5,450
3	270	3,426	2,747	51	6,224
4	278	3,470	3,428	16	6,914
5	248	2,907	2,994	5	5,906
6	298	3,774	3,813	60	7,647

## 10 利用権設定率の推移



項目 \ 年度	29	30	令元	2	3	4	5	6
農用地面積 (ha)	13,904	13,821	13,671	13,597	13,675	13,623	13,058	12,796
利用権設定面積 (ha)	2,925.8	3,106.0	3,408.5	3,632.5	3,754.9	3,823.7	3,853.3	3,941.8
設定率 (%)	21.04	22.47	24.93	26.71	27.45	28.06	29.50	30.80

嘱託登記の状況



項目 \ 年度	29	30	令元	2	3	4	5	6	
表示変更	件数	31	42	27	35	39	37	45	52
所有権移転	件数	292	270	266	202	270	278	248	299
	筆数	639	504	517	387	480	523	441	575
合計 (件数)		323	312	293	237	309	315	293	351

## 1 1 農業者年金業務の状況

### 農業年金加入者及び受給者状況

(令和7年4月1日現在)

地区	新制度				旧制度	受給者		
	政策支援	通常加入	計	待期者	待期者	移讓年金	老齡年金	計
姫 城	2	10	10	2	3	5	12	17
五十市	3	13	16	3	2	17	20	37
祝 吉	0	1	1	0	0	5	8	13
沖 水	6	6	12	4	1	13	14	27
志和池	4	13	17	5	0	14	24	38
梅 北	2	7	9	0	0	13	16	29
安 久	0	4	4	0	0	7	7	14
庄 内	5	11	17	3	0	23	18	41
西 岳	0	4	4	0	0	16	11	27
山之口	3	24	27	8	1	15	30	45
高 城	5	20	23	13	5	47	72	119
山 田	1	23	25	8	1	35	63	98
高 崎	1	17	19	21	5	81	114	195
都城市計	32	153	184	67	18	291	409	700

### 農業者年金関係の推移

年度	区分	新規加入者数	受給者数	届 出 件 数					
				移讓裁定	老齡裁定	一時金裁定	資格関係	給付関係	計
29		20	1,273	2	13	0	10	140	165
30		12	1,192	2	16	0	21	108	147
令元		9	1,098	2	15	1	16	109	143
2		17	997	5	11	5	30	113	164
3		13	902	4	10	1	16	128	159
4		7	859	1	13	0	23	102	139
5		6	832	0	13	0	44	126	183
6		6	700	0	9	1	42	128	180

## V 参考資料

### 1 標準農作業料金及び賃金表 (令和7年度)

都城市農業委員会 ・ 三股町農業委員会

作 業 種 類			標準料金 (10 aあたり)	備 考
水 稲	田 植 準 備 作 業	荒 初 田	<b>5,200円</b>	1 耕耘作業及び田植作業における水管理と硬化床からほ場までの苗運搬は、委託者が実施する。 2 中代を希望される場合は、別途料金(3,300円)とする。
		起 イタリアン跡	<b>6,650円</b>	
	植代 初 田 ・ イタリアン跡	<b>6,680円</b>		
	田 植	<b>6,600円</b>		
作 業	刈 取 脱 穀	バインダー刈取	<b>7,700円</b>	1 バインダーはヒモ代を含む。 2 コンバイン及び脱穀機の結束機つきは、ヒモ代を含めて1,650円の割増とする。 3 カッター使用は1,430円の割増とする。 4 全面倒伏、冠水田のコンバイン刈取(水稲)は5,500円の割増とする。
		脱 穀 作 業	<b>7,150円</b>	
		コンバイン刈取	<b>19,900円</b>	
ソバ 大豆 作業	刈取 脱穀	コンバイン刈取	<b>12,100円</b>	
一 般 畑 作 業	ロ ー タ リ ー 耕 耘	イタリアン跡	<b>6,050円</b>	イタリアン跡耕耘の2回目は、10アールあたり4,070円とする。
		とうもろこし ・ソルゴー跡	<b>5,060円</b>	
		ソバ・大豆跡	<b>4,730円</b>	
労 務 費	農作業労務費		<b>952円～</b>	1時間あたり(令和6年10月5日から) 宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金

注意事項 1 作業の難易、ほ場の面積、形状等により割増割引の料金は、この表に関わらず、別途受委託者間で設定することができます。  
2 この料金には、消費税(10%)が含まれています。

## 2 賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は以下のとおりとなっています。

### ①田の部（10a 当たり：円/年）

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
旧都城市	9,200	18,500	3,000	1,211
旧山之口町	9,600	12,000	5,000	24
旧高城町	13,100	45,000	5,500	138
旧山田町	7,900	13,000	3,700	155
旧高崎町	9,700	17,000	4,400	95
(参考)都城市全域	11,100	45,000	1,300	1,623

### ②畑（普通畑）の部（10a 当たり：円/年）

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
旧都城市	9,100	18,800	4,000	900
旧山之口町	11,700	12,000	6,800	20
旧高城町	8,700	45,000	3,000	184
旧山田町	8,800	13,000	3,100	181
旧高崎町	9,000	17,000	3,700	165
(参考)都城市全域	9,100	45,000	500	1,450

## 3 農地所有適格法人数及び認定農業者数

### 農地所有適格法人数

年度 区分	29	30	令元	2	3	4	5	6
有限会社	35	36	38	40	40	38	39	38
*1 農事組合法人	11	12	12	12	11	12	13	13
株式会社	60	60	62	68	69	72	77	77
合同会社	6	7	8	10	12	13	13	12
合資会社	0	0	0	0	0	0	0	1
合名会社	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	113	116	121	131	133	136	143	142

(令和7年4月1日現在)

\*1

農事組合法人とは・・・農業協同組合法（昭和22年法律132号）の規定に基づいて設立される組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする法人。

### 認定農業者数

年度 区分	29	30	令元	2	3	4	5	6
個別経営体数	868	847	822	783	742	713	690	672
組織経営体数	180	184	184	192	196	205	201	208
合計	1,048	1,031	1,006	975	938	918	891	880

(資料；農政課 令和7年4月1日現在)

4 都城市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員名簿 (令和7年4月1日現在)

農 業 委 員

定数；24名

任期；令和7年4月1日～令和10年3月31日

該当地区	氏 名	電話番号	備 考
中 央	徳 益 吉 明		
五 十 市	柿 並 マリ子		
祝 吉	有 川 はつ子		
	馬 渡 広 二		
沖 水	山 中 美代子		会長職務代理
	福 島 真 希		
志 和 池	坂 之 下 昭 二		
	徳 留 博 文		
庄 内	大 久 保 義 広		
西 岳	坂 上 和 秋		会長
梅 北	永 田 勇 作		
安 久	松 山 忠 雄		
山 之 口	田 中 加 代 子		
	紺 家 知 征		
	下 西 弘 美		
高 城	福 島 清 邦		
	岩 崎 一 之		
	七 日 市 昌 子		
山 田	乙 守 賢 次		
	福 岡 芳 文		
	田 中 和 美		
高 崎	中 島 学		
	福 田 安 昭		
	兒 玉 圭 亮		

農地利用最適化推進委員

定数；40名

任期；令和7年4月1日～令和10年3月31日

該当地区	氏 名	電話番号	備 考
中 央	堀 川 登		
	岩 元 弘 樹		
五 十 市	高 橋 芳 信		
	古 藤 徹		
	岡 元 孝 仁		
	栄 留 誠 一		
祝 吉	坂 元 茂 雄		
	日 置 幸 一		
沖 水	奥 野 勝 之		
	竹 之 下 征 秀		
志 和 池	長 谷 場 平		
	谷 ヶ 久 保 守		
	長 友 昭 治		
	皆 吉 洋 一 郎		
庄 内	佐 藤 伊 織		
	竹 中 裕 次 郎		
	有 馬 一 治		
西 岳	小 埜 傑		
	前 田 則 光		
梅 北	谷 口 孝 一		
	栢 良 作		
	重 山 告 男		
安 久	迫 田 嘉 正		
	津 曲 兼 吉		
山 之 口	北 園 紘 美		
	德 丸 秀 信		
高 城	井ノ上 洋 一		
	宮 田 信 行		
	井 窪 浩 一		
	立 山 一 生		
	二 見 法 雄		
山 田	山 路 忠 重		
	前 田 修 一 郎		
	日 高 義 裕		
	山 森 保 隆		
高 崎	東 純 孝		
	脇 屋 修		
	森 秋 一 郎		
	氏 益 道 昭		
	立 岡 政 子		